



島根県報

令和 7 年11月11日（火）

第 6 6 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出（2件）	（高 齢 者 福 祉 課）	2
産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	（廃 棄 物 対 策 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3

告 示**島根県告示第596号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和7年11月11日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
島根県農業協同組合	通所介護	J Aしまねデイサービスセンターつつじ園	出雲市斐川町直江885	令和7年11月30日

島根県告示第597号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和7年11月11日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
島根県農業協同組合	訪問介護	J Aしまね斐川介護センター	出雲市斐川町莊原2172番地3	令和7年11月30日

島根県告示第598号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和7年11月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請者

公益財団法人 島根県環境管理センター 理事長 福間 正純
出雲市宇那手町882番地

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

出雲市宇那手町882番地外247筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉋さい、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物（以上13品目については、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及

び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

5 申請年月日

令和7年9月26日

6 縦覧場所

島根県出雲市塩冶町223-1 島根県出雲保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 令和7年11月11日から同年12月11日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(1) 意見書の提出期限

令和7年12月25日

(2) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課

島根県告示第599号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年11月11日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑南町	令和4年度～6年度	13枚	1冊	井原8	令和7年10月29日
邑南町	令和4年度～6年度	22枚	1冊	矢上15	令和7年10月29日
津和野町	令和3年度～5年度	23枚	1冊	瀧谷①	令和7年10月29日
大田市	令和5年度～6年度	22枚	1冊	大田⑬	令和7年10月29日